

# 新潟民商

新潟民主商工会  
新潟市中央区沼垂西3丁目10-14  
電話 (243) 0141

11年 30月 日

15

## 市税の強権的滞納整理の改善求め市税務監交渉

市民を「侮辱し、恐怖を与える」

やり方は二度と起きないようにする

強権的な市税滞納整理が行われています。二十日民商は、野上・高橋副会長らとともに、市の税務行政の責任者・田村税務監と交渉を行い、改善を求めました。共産党の五十嵐・倉茂両議員が同席しました。

「納税相談にいきたくない」と電話すると、担当者が「差押えをしますから来なくていいです」と言われた。「納付が遅れていてすみません」と電話をすると、担当者が「私に謝らないで市民に謝れ」と言われた、との市窓口の対応様子が出されまし

た。市は、あつてはならないこととしたものの、区役所の窓口までは改善の徹底は難しいと回答。それではダメだとの追求に「二度と起きないようにします」と回答しました。

### 納税相談の過程軽視

#### 差押え優先の姿勢示す

当初の約束通り納付し続けていたにも関わらず、納税相談に行った四日後に生命保険を差押えられたAさんは、またいつ強権的な取り立てがされるか不安がつり、止めて欲しいと訴えました。市は、直前に相談のつた際に説明するべきだったとしたものの、差押えをする優先する姿勢は変えませんでした。

### 納税相談の約束を守らない市債権管理課

参加者からは、「最初相談に来た時、本税を最初に払って、延滞金は相談にのりましたよ」といったのに、全く相談にのってくれなかった」と窓口ではその場限りの言い逃れをして、後になれば言ったことを守らない市の姿勢を追求しました。しかし、市は回答なし。不誠実な対応に終始しました。市民の声をさらに大きくして、改善を求めた運動を広げましょう。

### 日程

- ・二月五・六日全商連地域政策づくり交流会
- ・二月八日申告相談員学習会(二時・六時半より)
- 全商連新入事務局員学校参加のため、中村・宮澤二名の事務局員が十一月三十日〜十二月四日まで出張になります。

## 倉敷民商弾圧事件

### 無罪を勝ちとる新潟の会

#### 十一月二十日に結成総会を開催

二〇一三年五月、倉敷民商弾圧事件が起こりました。倉敷民商会員の建設業者の法人税法違反を口実に、倉敷民商事務所などを搜索し、その際押収した「証拠品」をもとに検察が介入。翌年二〇一四年一月、同容疑とは無関係の法人税法及び税理士法違反で逮捕・起訴した事件です。そして、長期にわたる異常な拘留を行い、本年二〇一五年四月に岡山地裁は「小原・須増」裁判で有罪判決を下しました。



この事件の本質が、大増税反対、くらしと平和、民主主義を守る先頭で活動する民商への組織破壊をねらった弾圧であり、許しがたい権力の暴力として糾弾するものです。また、これは倉敷民商への攻撃のみならず、全国でくらしと営業、平和と民主主義、権利を守る活動をすすめるすべての団体・労組、個人にむけられた攻撃です。

この事件の本質とねらいを広く県民のなかに明らかにし、世論と運動で権力の横暴、司法の反動化を許さない取り組みをすすめるために「会」を結成しました。

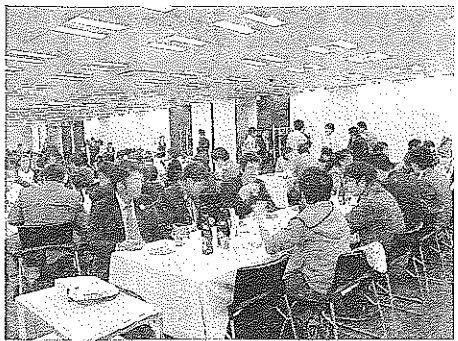




# 全青協第四十回定期総会 開催

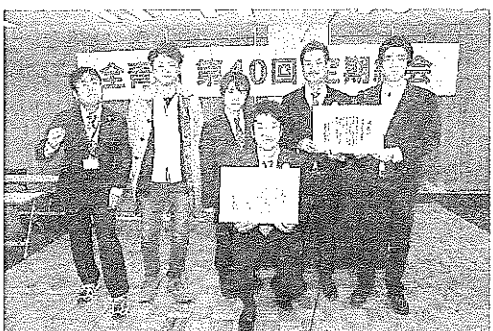
十一月二十一日（土）、二十二日（日）に全青協第四十回定期総会が東京・中央区で開催されました。参加者は一六一名で新潟からは四名の代議員が出席しました。

一日目は雨松真希人議長のあいさつから全体会が始まり、全体会発言では十二の民商が今年の活動を報告しました。新潟からは長岡民商の中島竜一



さんが「ウエルカム企画の報告・県青協三役で各民商訪問の成果」について発言しました。全体会終了後、四十周年記念レセプションが行われ、青年部の活動をまとめたDVDを鑑賞しながら交流を深めました。

二日目は八つのグループに分かれ分散会が行われました。主に青年部に入った理由や青年部の魅力、自身の商売状況などをテーマに討論が行われました。今回は初めて総会に参加する人も多く、他の民商ではどのような活動をしているのか参考にしたいなどの意見から、独自の活動の内容などについても討論しました。



また、来年開催される異業種交流会について説明があり、各自参加に向けての意気込みを話しました。分散会後は全体会が再会され、討論とまとめ報告、表彰が行われ、新潟は三条民商と新津民商が表彰されました。



総会を終え、長崎誠青年部長は「各青年部が苦戦しながらも目標達成したのはすごい。来年は新潟民商も現勢を超えていきたい、親会と共にがんばりたいと思う。」と来年への意気込みを語りました。

# 法人税学習会

十一月十七日（火）、四回目となる学習会が開かれ、また新たに一名加わり（家で生ったリング持参）九名が集まりました。

「現金主義か発生主義か」「売掛金を回収出来なかった時の処理はどうしたらいいのか」「法人の役員給与について議事録があればいいのか、途中で下げるのもダメなのか」「期末の棚卸について仕掛品がでるか」復習でもまた議論が深まりました。

減価償却については「特異な減価償却資産の耐用年数」「車は本体価格のみ」「定率法と定額法はどっちが得か」「アパート経営との関連」「先送りしたりできるのか」「リース料は資産になるのか」「青色申告者むけ制度」「三十万円未満の減価償却資産の取得価格全額（合計三百万円まで）を経費算入」を活用している」とお得な情報も。毎回いろんな業種の方の、いろんなやり方・いろんな疑問・いろんな情報が飛び交い、とても有意義な学習会となっています。ぜひ気軽に参加してみてください！！

# 小針支部マイナンバー制度学習会に 会外から5名参加！

十一月十九日、西新潟市民会館に於いて小針支部でのマイナンバー制度学習会が、昼と夜の部で開催され、十四名参加で、そのうち5名が会外からの参加者でした。「行政からの説明が不十分で、内容が全く分からない。」「どの様な場面で番号の提示を求められるか分からない。」「など、市民も戸惑っている状況が垣間見られました。事務局による制度説明の後、参加者での意見交換では、「番号不記載でも申請書類は受理され、罰則やそれによる不利益がないと聞いて安心した。」「従業員の番号提示が義務ではないことを知らなかった。」「個人番号カード申請を義務と思い込み、写真を用意したが、娘に義務ではないことを教えられ申請を免れた。」「従業員の個人番号を漏れると罰則があるが、個人番号を集めなくとも罰則が無いんですね。」など、制度が決まったという事だけが独り歩きし、内容が全く市民に伝わっていない不安が露呈していました。まわりの人達への速やかな周知の必要性を確認し合っていました。